令和8年11月10日

公募資料に関する質問に対する回答

習志野市企業局新局舎建設工事　**実施要領**に関する質問に対する回答は下記のとおりです。

No.	資料名	頁	該当箇所						質問内容	回答
			第１	1	（1）	1）	①	項目名		
1	実施要領	5	第2	1	2			ろ過施設	ろ過敷設は隣接地（別敷地）のため、電源・通信・水・ガスなどのインフラについては別引込と考えて宜しいでしょうか。 上記理由より、企業局舎側の設備に、インフラの分岐、その他警報や自火報の移報などは不要と考えてよろしいでしょうか。	ろ過施設へのインフラは別途引込とします。 本事業の設備にろ過施設向けのインフラ分岐・自動火災報知設備の移報等を設ける必要はありません。
2	実施要領	7	第2	2	(2)	3)		開館準備の協力支援	開館準備の協力支援とありますが、開館準備とはどのような内容かご教示いただけますでしょか。	開館準備の協力支援として想定している主な内容は以下のとおりです。 ・什器・備品搬入や各種システム導入への協力 ・取扱い説明；設備機器等の操作・維持管理に関する説明 、レクチャーなど具体的な支援 内容・範囲については、請負契約締結後に企業局と協議の上、必要な支援について決定します。
3	実施要領	8	第2	3				発注方式	実施設計及び建設工事の業務段階において、小泉アトリエとURリンケージが業務に関与することはありますか。関与するのであれば業務区分の役割分担についてご教示ください。	本事業では、基本設計業務の意図伝達等の実施設計支援業務及び工事監理業務については、実施設計・建設工事の受注者とは別に、第三者へ委託することを検討しています。 その委託先は、小泉アトリエやURリンケージに限定されるものではなく、現時点では未定です。
4	実施要領	10	第2	5	(1)			予定価格	予定価格を算出された際の参考見積書内訳の資料をご提供頂けますでしょうか。また、可能な場合は、質疑書の回答日を待たずにご提供いただけますでしょうか。	入札の公正性・競争性の確保の観点から、提供することはできません。
5	実施要領	10		6				事業スケジュール	「事業スケジュール（予定）　建設工事着手　令和10年6月を予定」と記載ありますが、実施設計完了後、準備工事に着手することは可能と考えてよろしいでしょうか？	実施設計完了後、令和10年6月の建設工事着手前に準備工事に着手することは、企業局による研修センターの解体及び切回し工事が完了している場合に認める場合があります。
6	実施要領	10		6				事業スケジュール	解体工事は実施設計段階に行うことは可能でしょうか？	No.5の回答をご確認ください。
7	実施要領	11	第3	4				学識経験者の活用	「企業局は、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づく学識経験を有する者に、技術審査会での審議内容について意見聴取を行う」と記載がありますが、あくまで参考意見を聴衆するまでで、審議内容が覆ることはないと考えてよろしいでしょうか。	学識経験者の意見は技術審査会の審議の参考とするものであり、最終的な落札者の決定は、技術審査会による審査結果及び学識経験者の意見を踏まえて企業局が行います。
8	実施要領	11	第3	4				学識経験者の活用	地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づく学識経験者をご教示いただけますでしょうか。あるいは専門分野をご教示いただけますでしょうか。	千葉県が定める「市町村等総合評価支援要綱」により、千葉県が委嘱した学識経験者を活用しています。 氏名等については審査の公正性確保の観点から非公開とします。
9	実施要領	15	第4	1	(2)	3)		設計業務の参加資格要件	弊社は設計事務所として複数の一級建築士事務所登録をしています。設計実績では、会社の実績として記載してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

No.	資料名	頁	該当箇所						質問内容	回答
			第１	1	（1）	1）	①	項目名		
10	実施要領	15	第4	2	(2)	3)	①	設計業務の参加資格要件	「平成23年4月以降に業務が完了した、以下の要件を満たす実施設計業務を元請として履行した実績のある者であること」と記載がありますが、実施設計の完了を証明できる資料を提出すれば工事竣工前でも、実績と認めていただけると考えてよろしいでしょうか（他の官庁案件の同様事例では、実績と認められております）	設計施工一括請負契約（ＤＢ事業）による受託業務において、建設工事が完了していなくても、発注者からの設計業務の完了を示す証明書類があれば実績として認めます。
11	実施要領	16	第4	2	(6)			地域経済への配慮	「本事業の構成員及び下請契約を締結する事業者には、習志野市内に本店又は支店、営業所を有するものを加えるよう努める」とあります。「構成員又は下請契約を締結する事業者」ではなく「構成員及び下請契約を締結する事業者」となる構成員も習志野市内に少なくとも営業所を有することが求められているように読み取れます。共同企業体は認められず、参加グループの場合も建設業務に従事する者が1者、設計業務に従事する者が1者または複数で構成とされており、応募者が限定されると思料されるため、あくまでも努めるという意味合いでの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
12	実施要領	16	第4	2	(6)			地域経済への配慮	「本事業の構成員及び下請契約を締結する事業者には、習志野市内に本店又は支店、営業所を有するものを加えるよう努めるとともに、事業期間中、必要な資機材、備品、飲食物、消耗品等を調達する際、又は人材を雇用する際は、市内から調達又は雇用するなど、市内事業者の育成、地域経済の振興等に配慮すること」との記載がありますが、出張所や事業所等拠点の大小を問わないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
13	実施要領	18	第5	2	(1)			公募資料に関する質問の受付	公告から質問の受付期限まで期間が短いため、期間の延長または第2の質問受付期間を設けていただけませんでしょうか。	質問受付期間の延長及び第2の質問受付期間の設定は予定していません。
14	実施要領	20		5	(4)			開札	「開札場所は、下記のとおりとする。開札日時　令和9年3月19日（金）15時　開札場所　習志野市企業局」と記載がありますが、参加者は何名まで立ち合いできますでしょうか。またその申し込みはどのような手続きをすればよろしいでしょうか。	立会人数は1～2名とします。申し込みについては、前日までに企業総務課へメールで立ち合いを希望する旨をご連絡ください。
15	実施要領	21		4	(7)			契約の締結	「本事業の契約は、契約決定の日から5日以内に、請負契約を締結しなければならない」と記載がありますが、予定通り2027年3月19日（金）に開札され決定した場合には、平日5日以内と想定し、契約期限は3月29日（月）と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

No.	資料名	頁	該当箇所						質問内容	回答
			第１	1	（1）	1）	①	項目名		
16	実施要領	23	第6	1				公募資料の変更	入札公告に「入札書の提出期間は下記のとおりとする。提出期間　令和9年1月25日（月）午前10時から、令和9年1月29日（金）午後5時まで」と記載があり、 また実施要領に「企業局は、応募者からの質問及び意見を踏まえ、公募資料の内容を見直し、変更を行う場合がある」と記載がありますが、適正な積算期間を確保するために、提出期間を2月12日（金）以降に延長していただくことはできませんでしょうか？	提出期間の変更は予定していません。
17	実施要領	23	第6	3	(1)			技術提案書の取扱い	「受注者は、契約期間を通じて、技術提案書の内容を誠実に履行するものとし、履行できない場合、企業局は「契約金額の減額」を行うことができるものとする」とありますが、減額のルールはありますでしょうか？	地域貢献（市内発注）に関する未達成の場合の徴収計算式については、実施要領第６章第３節（２）に定めるとおりです。 また、受注者の責により、技術提案の内容が履行されない場合には、当該提案に係る費用を減額することとします。 それ以外については、請負契約書に基づき対応します。
18	実施要領	24	第6	3	(2)			地域貢献に関する取扱い	「受注者は、技術提案書の「地域貢献に関する内容(様式5－9)に記載する「市内企業への発注や市内調達の実施」にて受注者が提案した金額について、受注者の責に帰すべき事由によりこれを満足にできない場合は、企業局は、請負金額に、入札価格評価点に対する受注者が得た当該項目の割合と、受注者の当該項目の未達成度(α)を乗じた金額を徴収する」と記載がありますが、達成超過した場合は、貢献に応じた金額をいただだけるという認識でよろしいでしょうか？	本業務の受注者に、達成超過により貢献に応じた費用を返還する予定はありません。

習志野市企業局新局舎建設工事　**要求水準書**に関する質問に対する回答は下記のとおりです。

No.	資料名	頁	該当箇所						質問内容	回答
			第１	1	（1）	1）	①	項目名		
1	要求水準書	1	1					要求水準書の位置づけ	要求水準書の位置づけとして、「ライフサイクルコストの低減を図れることを期待」とあります。ZEBReady提案にて光熱費を算定するため、現在の光熱費（電気・ガス・水道のエネルギー単価）を頂けますでしょうか。	・ガス：57,924㎥/年 ・水道：4,416㎥/年 ・電気：254,013kWh/年、6,697,169円/年 ※ガス及び水道については自家使用のため、金額を公表していません。
2	要求水準書	4		4	(3)			守秘義務	「受注者は、本事業を行うに当たり、本事業に関して知り得た秘密及び、習志野市並びに企業局の行政事務等で一般的に公開されていない事項を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。」、「受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。」との記載がございますが、 当社といたしましては、秘密情報の適切な管理を徹底するためにも、対象となる秘密情報を具体的に特定させていただきたいと考えておりますので、弊社へ秘密情報を開示される際には貴社により秘密である旨を明示していただきたくお願いいたします。	企業局が秘密として取り扱うべき情報を開示する際には、可能な限り秘密である旨を明示するよう努めます。 ただし、その性質上明らかに秘密と判断される情報については、明示の有無にかかわらず秘密情報として取り扱います。
3	要求水準書	7	第3	1	(1)			対象敷地	敷地面積について正式な敷地面積は実施設計にて確定することがありますが、現状の建築面積・延べ面積程度の計画であれば支障ないと考えてよろしいでしょうか。	現状の建築面積・延床面積の水準で計画いただくことに支障ありません。 正式な敷地面積は実施設計で確定することとし、面積の確定に伴い計画に影響が生じる場合は企業局と協議してください。
4	要求水準書	7	第3	1	(2)			都市計画制限等	特別用途地区の指定について、指定条件は基本設計図に含まれていると考えて宜しいでしょうか。計画・仕様に係る条件があればご提示いただけますでしょうか。	現時点で想定される特別用途地区の指定に関する内容は公募資料に記載してるとおりです。 特別用途地区の指定は令和９年10月頃となるため、関係機関との協議により新たに追加される条件等は、改めて受注者と協議させて頂きます。
5	要求水準書	8	第3	1	(3)	1)		対象敷地	「令和9年9月頃に解体予定」と記載がありますが、想定工期をご教示いただけますでしょうか。	別添資料⑦をご確認ください。なお、工事の進捗により完了時期は前後する場合があります。
6	要求水準書	8	第3	1	(3)	4)		地中埋設物及び残存する工作物等の状況	一般的に建物に付随する雨水管、汚水管、桝等以外で、予見できない地中埋設物があった場合の負担についての記載がありますが、一般的にとの記述が曖昧となることから、本事業用地に過去に建っていた建築物の図面を教示ください。	公募資料で公開している以外の情報は把握していません。
7	要求水準書	8	第3	1	(3)	4)		地中埋設物及び残存する工作物等の状況	地中埋設物（擁壁、埋設配管など）や残存する工作物等（フェンスなど）を本事業の中で取り除くものとあります。詳細不明な為、別添インフラ計画図を基に計画し、記載のないものは予見できないものと考え、積算範囲外と考えてよろしいでしょうか。	別添資料②ほか公募資料をご確認ください。 また、建物に付随する雨水管、汚水管、桝等以外については、ご理解の通りです。
8	要求水準書	8	第3	1	(3)	5)		インフラ	企業局にて切回しを予定しているとの記載がありますが、建設工事着手時には今回計画敷地内に入っていると考えられる給水管・排水管・ガス管については全て撤去を行い全面道路上にのみ入るよう切回しを企業局様にて対応済みであり、別添資料①に記載のインフラ状況（引込み）となっていると捉えてよろしいでしょうか。	別添資料①、②及び③をご確認ください。 敷地内最終桝や研修センター付近の浸透桝等は残置されます。 また、将来計画である、ろ過施設の整備に伴い、本建設工事着手前に、本事業に影響が出ない範囲において埋設配管が敷設される予定です。

No.	資料名	頁	該当箇所						質問内容	回答
			第１	1	（1）	1）	①	項目名		
9	要求水準書	8	第3	1	(3)	5)		インフラ整備状況	「令和11年9月頃に完了予定」と記載がありますが、想定工期をご教示いただけますでしょうか。	要求水準書（8頁）の「５）インフラ整備状況」に記載の「令和11年9月頃に完了予定」は誤記のため、正しくは「令和9年11月頃に完了予定」に修正させて頂きます。 なお、事業スケジュールは、別添資料⑦をご確認ください。 また、工事の進捗により完了時期は前後する場合があります。
10	要求水準書	9	第3	1	(3)	6)		自主管理道路	基本設計図および別添資料⑪に示された道路拡幅予定部分について、南側市道（現況幅員4.5m）は習志野市の開発指導要綱に基づき幅員6mを確保するために拡幅し、北側市道（現況幅員8m）沿いは別添資料⑪のハッチング範囲を将来拡幅予定部分として整備するものと理解しています。これらの拡幅予定部分を「自主管理道路」とする本公募における定義および趣旨をご教示ください。また、南側・北側それぞれについて、道路法上の市道区域への編入・市道認定の有無、建築基準法上の道路としての取扱い、道路境界線および土地の帰属、整備仕様、整備・維持管理の主体をご教示ください。あわせて、一般的な市道、「空地」「敷地内通路」「歩道状空地」との違いもお示し頂けますでしょうか。さらに、基本設計図では、道路境界線、日影規制、天空率および道路斜線制限の検討が現況の道路条件を前提としているように見受けられます。南側・北側それぞれについて、これらの検討に用いる道路境界線・幅員を現況と拡幅後のどちらとするのか、その設定根拠と併せてご教示ください。拡幅予定部分に構造物を設けないことや、基本設計で計画済みの構造物の位置を再検討することが、各検討にどう反映されるのかについてもお示しいただけますでしょうか。	本事業では、北側及び南側道路について、以下の通り整備します。 北側道路について、現在の道路境界線から２ｍ後退した範囲を自主管理道路として、歩道形態で整備します。 南側道路について、現在の道路境界線から１．５ｍ後退した範囲を自主管理道路として、砂利敷き程度で整備します。 北側・南側共、市道認定を受けています。 各種手続きの敷地設定は、道路境界確定の通りとし、道路後退拡幅部は敷地設定の面積に含めるものとして事前協議を整えています。 維持管理は企業局又は道路担当部署が協議のうえ、いずれかが行います。 歩道形態として整備する際に、パイプゲードやボラード等の安全対策や排水施設、緑化のための構造物は設置は可能ですが、防火水槽等の地中埋設物は拡幅範囲に設置できません。 これらのことについて、実施設計段階においても担当部署と協議を行ってください。
11	要求水準書	10	第3	2	(1)			対象建物の概要	構造部材・非構造部材・建築設備の分類については、耐震安全性のみを対象とする考えでよろしいでしょうか。また、耐風安全性、耐雪安全性等、特別に配慮する必要はないと考えてよろしいでしょうか。	耐震安全性についてはご理解の通りです。 耐風安全性、耐雪安全性等については、別添資料①S-1図及びS-2図をご確認ください。
12	要求水準書	10	第3	2	(1)			対象建物の概要	本体建物の耐震安全性の分類は、要求水準書に定めるとおりと理解しております。一方、外構のカーポート、受水槽ポンプ室、防火水槽等については、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に定める耐震安全性の分類のⅠ類相当の性能を確保する場合、特殊な構造となり、一般的で経済性に優れた工法の採用が困難となることから、建築基準法に適合させることを基本とすればよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。 ただし、防災上重要な設備については、機能維持の観点から転倒防止等の必要な耐震性能を確保してください。
13	要求水準書	11	第4	1	(1)			優先順位	基本設計図書及び要求水準書、別添資料に食い違いが生じた場合についての優先順位の記述がありますが、この他に質疑に対する回答、VE提案の可否などが上位にくると思われますので、その際の順位についても明示いただきたい。	公募資料以外の優先順位については、ご指摘のとおり、要求水準書の上に「公募資料に関する質問に対する回答」が上位となります。 また、ＶＥ提案の可否については、応募者の企画提案書の提案内容となるため、企業局が承諾した受注者の企画提案書は、更に上位になります。

No.	資料名	頁	該当箇所						質問内容	回答
			第１	1	（1）	1）	①	項目名		
14	要求水準書	11	第4	1	(1)			適用基準	質疑回答は、基本設計図書及び要求水準書、別添資料に食い違いが生じた場合には要求水準書の上位になると考えてよろしいでしょうか。	No.13の回答をご確認ください。
15	要求水準書	11	第4	1	(1)			適用基準	基本設計図書及び要求水準書と適用基準の仕様が異なる場合は、優先順位に従い基本設計図書及び要求水準書を適用基準の上位と考えてよろしいでしょうか。	公募資料に記載している優先順位は、本公募で公開している公募資料の記載内容が資料により食い違いが生じた場合の優先順位となるため、適用基準の優先順位を定めてものではありません。
16	要求水準書	11	第4	1	(1)			適用基準	適用基準が上位の場合は、発電機仕様等の仕様見直しが必要と考えますので、変更仕様のご提示いただけますでしょうか。	基本設計図書の容量を基本とし、業務継続に不可欠な機能（停止が許されない負荷）の非常電源を確保することを前提として、電源バックアップ範囲を調整すると考えてください。 なお、非常用発電機は都市ガスを燃料としたガスエンジン式であり、本敷地へのガス引込は中圧管を想定しているため、敷地内に非常用発電機燃料を保管することは想定していません。
17	要求水準書	11	第4	1	(1)			適用基準	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準における耐震安全性の分類建築設備が甲種では、50%程度の電源バックアップが必要です。この場合、基本設計図記載の発電機燃料の変更、発電機室面積の見直しが必要と考えます。しかし、第1種中高層住居地域のため、危険物の設置ができず容量増は困難と考えます。基本設計図書記載の非常用電源容量の発電機を正として、電源バックアップ範囲を調整すると考えてよろしいでしょうか。	No.16の回答をご確認ください。
18	要求水準書	11	第4	1	(1)			適用基準	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準における耐震安全性の分類建築設備が甲種では、発電機計算時の予備係数1.1倍が必要です。この場合、基本設計図記載の発電機燃料の変更、発電機室面積の見直しが必要と考えます。電源バックアップ範囲を調整すると考えてよろしいでしょうか。	No.16の回答をご確認ください。
19	要求水準書	11	第4	1	(1)			適用基準	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準における耐震安全性の分類建築設備が甲種では、電源/通信共2回線引込が必要となりますが、基本設計図書記載は1回線引込となっています。基本設計図書を優先すると考えてよろしいでしょうか。	基本設計図書を優先してください。
20	要求水準書	11	第4	1	(1)			適用基準	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準における耐震安全性の分類建築設備が甲種では、外部電源車対応が必要となりますが、基本設計図書記載に記載がありません。基本設計図書を優先すると考えてよろしいでしょうか。	外部電源車対応を考慮してください。
21	要求水準書	11	第4	1	(1)			適用基準	太陽光パネルの耐風圧計算は、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準における耐震安全性の分類Ⅰと考え、200年相当で耐風圧計算の荷重を想定することでよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。 建築設備については甲類とし、大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とします。

No.	資料名	頁	該当箇所						質問内容	回答
			第１	1	（1）	1）	①	項目名		
22	要求水準書	11	第4	1	(1)			適用基準	要求水準書や設計図書に「実施設計時に精査すること」等の記載があります。実施設計段階での仕様精査・仕様変更により事業費が増減する可能性があります。コストマネジメント業務での調整内容と考えますが、よろしいでしょうか。	ご理解の通りです。 但し、本事業の請負金額は、実施要領（10頁）の「（１）予定価格（新局舎の整備に要する費用）」を上限として受注者の提案価格が、実施設計業務を含む請負金額となります。 そのため、企業局の要望による仕様変更以外は、請負金額が増加することは想定していません。
23	要求水準書	12	第4	1	(2)			建物の耐震計画	構造躯体の耐震要求性能の表に記載された内容が、別添1-S-02ページの「免震構造の設計条件」の表に記載された内容と一部異なっています。別添1-S-02ページの「免震構造の設計条件」の表に記載された内容を正と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書12頁に記載の「構造躯体の耐震性能」の表を正としてください。
24	要求水準書	13	第4	1	(5)	1)		契約不適合	「施設の引渡し後に請負契約の内容に適合しない状態が判明した場合は、受注者は自己の責任と費用により速やかに調査及び補修その他必要な措置を講じるものとする。」との記載がございますが、当該契約不適合が弊社の責めに帰すべき事由によるものではない場合は、必要な措置にかかる費用については発注者様負担とさせていただけませんでしょうか。	契約不適合が受注者の責めに帰すべき事由によらない場合（企業局の責めに帰すべき事由による場合）の費用負担は、要求水準書第４章第１節（５）5）ただし書及び請負契約書の規定に基づき取り扱います。
25	要求水準書	13	第4	1	(5)	1)		基本事項	契約不適合について事業で発生しうる様々なリスク(例えば、地盤調査による杭仕様の変更や行政協議による仕様変更など)について、「発注者」と「受注者」の責任を負うかをあらかじめ明確に定めた一覧表＝リスク分担表をご提示いただけますでしょうか。	本事業で想定されるリスクの発注者・受注者の責任分担については、実施要領（9頁）の「（３）予想されるリスクと責任分担」に記載のとおり別冊の「請負契約書」をご確認ください。 なお、公募資料により予見できない文化財、土壌汚染、地質障害、地中障害物等に関するものは企業局がリスクを負担します。
26	要求水準書	13	第4	1	(5)	2)		契約不適合責任期間	契約不適合責任期間について、「建築設備機器」が２年、「防水工事」、「構造耐力上主要な部分」、「雨水の侵入を防止する部分」が１０年間となっていますが、公共工事標準請負契約約款に則り、「建築設備」を１年間、「防水工事」、「構造耐力上主要な部分」、「雨水の侵入を防止する部分」を２年間としていただけませんでしょうか。	要求水準書記載の通りとします。
27	要求水準書	13	第4	1	(5)	4)		要求性能	「性能が確保されていない場合は契約不適合として取り扱うものとする。」等の記載がございますが、完成建物において要求される「性能」は、受注者が行う実施設計の過程でご承認いただいた設計図書に基づき、要求条件等を実現するための必要事項が充足していることを含めて、発注者様にご承認いただいたうえで決定されるものであることを前提としておりますので、ご承認いただいた設計図書のとおりに施工しても確保できない性能については、受注者が保証するものではないと理解してよろしいでしょうか。	本事業はDB方式であり、実施設計・施工を一体として受注者が担うことから、企業局による設計図書の承認は受注者の設計・施工責任を免れさせるものではありません。要求水準書に定める性能の確保は受注者の責任とします。 ただし、企業局の指示・提供情報に起因する不適合等については、個別に協議するものとします。
28	要求水準書	13	第4	1	(5)	4)		要求性能	要求性能について「基本設計で示した性能」や、「要求水準書に定める性能」、「ZEB Ready性能」、「免震性能」、「防水性能」、「耐久性能」、「設備性能」、「維持管理」の性能を確保しなければならないものとありますが性能の記載がない項目があります。建物および各室仕様設定を「官庁施設の基本的性能基準等」でご提示いただけますでしょうか。	性能の明示がない項目については、適用基準（官庁施設の基本的性能基準等）及び関連法令に準拠して適切な性能を確保してください。

No.	資料名	頁	該当箇所						質問内容	回答
			第１	1	（1）	1）	①	項目名		
29	要求水準書	14	第4	1	(7)	2)		受注者による変更	諸室の面積を広げる提案は、企業局と対話・協議の上・・・との記載がありますが、VE提案により諸室が縮小となる場合は要求水準未達（諸室縮小は認めない）となるのでしょうか	企業局が適当と認めた提案により、諸室の面積が広がった場合はこの限りではありません。また、機械室等の非居室については、将来の維持更新やメンテナンスに支障がない場合について、ＶＥ提案により面積の削減を認めます。
30	要求水準書	15	第4	2	(1)			建築計画	1階に計画している「倉庫②」の１・2階部それぞれの必要有効高さをご提示いただけますでしょうか。	別添資料①A-32図をご確認ください。
31	要求水準書	15	第4	2	(1)			建築計画	「免震ピット内には釜場を適正数計画することとし、躯体やカバー等にて雨水の侵入防止を図ること」とありますが、本計画では、X1-X2通が西面に向けて2階以上からオーバーハングしており、1階X2通の柱際はピロティ（車路）で車両動線上に配管を横引きする必要がありますので、雨水配管の破損の原因となる事から、4FLの緑化面の排水計画の際に、免震ピットを避けた計画とすることが非常に困難です。 計画上やむを得ないとして、免震ピット内の雨水排水ルートの計画を許容する、と解釈して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 免震ピット内に侵入した水を排水する計画となるよう、実施設計で検討してください。
32	要求水準書	15	第4	2	(2)	1)		設備計画	エネルギーの見える化モニター想定表示内容の記載がありません。表示内容は負荷種別や建屋内の階・エリアまでは出さず、「建物全体」の「電力・ガス・水道利用量、太陽光発電量」程度で宜しいでしょうか。また、表示内容は「年・月・日・1時間の積算値」でよろしいでしょうか。	別添資料①E-01図及びM-02図をご確認ください。 実施設計にて適切に検討してください。
33	要求水準書	16	第4	2	(2)	2)		電気設備	インターホン設備は不要と記載があります。建築物移動等円滑化基準及び、千葉県福祉のまちづくり条例に適合させるために適宜設置を要すると考えてよろしいでしょうか。	バリアフリー法の建築物移動等円滑化基準及び千葉県福祉のまちづくり条例に適合させるために必要となる設備（多目的トイレの呼出装置、車いす利用者用駐車施設のインターホン等）については、適宜設置してください。
34	要求水準書	16	第4	2	(2)	2)		電気設備	非常発電設備は長納期品の為、負荷容量について実施設計段階での精査時間が限られます。業務上停止が許されない機能・負荷についてご提示いただけますでしょうか。	非常発電設備が長納期品であることを踏まえ、早期に企業局と協議し、負荷容量を確定してください。
35	要求水準書	16	第4	2	(2)	3)		機械設備	雨水貯留槽の容量根拠をご提示いただけますでしょうか。	下水道課との開発事業申請の事前協議にて雨水抑制計算を行い容量を決定しています。
36	要求水準書	16	第4	2	(2)	4)		ZEB計算	ZEB　READYを取得するように記載されていますが、基本計画時に試算はしていますでしょうか。	基本設計において、モデル建物法で試算をしています。
37	要求水準書	16	第4	2	(2)	4)		ZEB計算	ZEB 計算について、基本設計図書でのモデル建物法の計算に関する検討資料をご提示願います。ZEB Ready到達に応じて、熱源や電気容量を見直しを提案することは可能でしょうか。	No.36の回答をご確認ください。 熱源、電気容量の見直しについては適宜ご提案ください。 ただし、ガスZEB(ガスシステムを効果的に活用したZEB)の実現を前提としてください。 なお、検討資料は、受注者に後日公開します。
38	要求水準書	16	第4	2	(2)	4)		ZEB計算	ZEB 計算について、タスクアンビエントの導入検討とありますが、別途工事の卓上照明を前提に計画すると考えてよろしいでしょうか。	タスクアンビエントを導入していても、ZEBの認証が取れるようにしてください。ただし、必要照度を満たすために、タスクアンビエントを導入した場合もタスク照明は本業務に含まれます。導入方法は実施設計で企業局と協議してください。

No.	資料名	頁	該当箇所						質問内容	回答
			第１	1	（1）	1）	①	項目名		
39	要求水準書	17	第4	2	(5)			ろ過施設（別事業）との調整	第3-2対象建物（新局舎）の概要、(3)将来計画（10頁）に、ろ過施設の整備時期については本事業完了後を予定、とありますが、本事業完了前に工事敷地として使用することは可能でしょうか。その場合、本事業完了時点で、原状復帰とすることを条件とします。	本事業の工事期間中に当該敷地をろ過施設の工事敷地として使用することは想定していません。 ただし、別添資料⑤に示す仮設工事等の範囲については、本事業の設計・建設業務において適切に対応してください。 なお、本事業完了前に使用が必要となった場合は、企業局と別途協議するものとします。
40	要求水準書	18	第4	1	(6)			その他	実施設計時に防災無線の設置について協議を行うこととの記載がありますが、要求水準に記載のない事項について、追加の費用が掛かる場合は貴局負担と考えてよろしいでしょうか。	実施設計時に危機管理課と協議を行った結果、要求水準書に記載のない事項の追加が必要となった場合は、その内容・費用について企業局と協議の上、対応を決定します。 企業局の指示により追加が必要となった場合の費用負担については、請負契約書の規定に基づき対応します。
41	要求水準書	18	第4	1	(2)	6)		その他	宅地造成及び特定盛土等規制法における擁壁の設置はないものと考えてよろしいでしょうか。	擁壁設置の要否については、実施設計段階での地盤・造成計画に基づき判断し、企業局と協議の上、必要な対応を行ってください。
42	要求水準書	19	第5	1	(2)	2)		適用基準	品質確保・向上を目的に、日本建築学会が定める「建築工事標準仕様書・同解説」を適用基準に追加してもよろしいでしょうか。	要求水準書1頁の「３．適用法令・基準等」に記載のとおり、「本事業の実施に当たっては、関連する法令、条例、規則等を遵守するとともに、各種基準、指針等についても本事業の要求水準と照合の上、適宜参考にすること。」としています。 そのため、要求水準書に記載のない適用基準等については、本事業に関連する適用基準を適宜、追加して本業務を行ってください。
43	要求水準書	19	第5	1	(2)			適用基準	「官庁施設の基本的性能基準及び同解説」が適用基準にありませんが、適用不要と考えてよろしいでしょうか。	No.42の回答をご確認ください。
44	要求水準書	20	第5	2	(2)			本業務の実施体制	「受注者は、本事業を行うに当たり、本事業に関して知り得た秘密及び、習志野市並びに企業局の行政事務等で一般的に公開されていない事項を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。事業期間終了後も同様とする。」、「本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないものとし、本業務が完了した場合も同様とする。」等の記載について、当社は適切な情報管理に努めますが、当社が各条項に定める義務を負う期間につきましては、実務的に対応が可能な年限となるよう本請負契約書の有効期間満了又は解除等により終了したときから２年が経過する日までとさせていただけませんでしょうか。	本事業で取り扱う情報には、個人情報や行政上の非公開情報が含まれることから、守秘義務は事業期間終了後も継続します。
45	要求水準書	21	第5	2	(4)			統括代理人の選定、専任	受注者は、契約締結後速やかに、本業務を統括する統括代理人を選定し専任させるとあります。当社は現場代理人と兼任する予定ですが、設計期間中も本件に専任させなければいけないのでしょうか。	統括代理人は要求水準書の記載のとおり、設計業務の管理技術者や建設業務の現場代理人等を統括及び、設計業務と建設業務に関して相互調整を行う必要があるため、設計期間中も業務を行って頂きます。 なお、他案件との兼務を認めないのは、建設業務の「監理技術者」と「現場代理人」のみとします。

No.	資料名	頁	該当箇所						質問内容	回答
			第１	1	（1）	1）	①	項目名		
46	要求水準書	21	第5	2	(4)			統括代理人	「統括代理人は、現場代理人を兼ねることができる」と記載がありますが、現場代理人と監理技術者も兼ねることができるという理解でよろしいでしょうか？	統括代理人、現場代理人及び監理技術者は兼ねることが可能です。
47	要求水準書	21	第5	3	(1)			関係官公署等への届出手続き	「関係官公署等への届出手続きなどに係る必要な費用は、受注者の負担とする。」との記載がございますが、届出手続きはあくまで発注者様の代理で行わせていただきますので、当該手続きに係る費用は、弊社の立替払いとし、後ほど立替した金額全額を請求するものとさせていただけないでしょうか。	関係官公署等への届出手続きに係る費用は、要求水準書第５章第３節（1）に定めるとおり受注者の負担とします。
48	要求水準書	22	第5	3	(3)	3)		引渡し	「受注者は、建物引渡し後も、1年間は発注者の求めに応じ建物の各設備などの調整を行うこと。」との記載がございますが、アフターサービスの期間・内容については、別途協議させていただきますようお願いいたします。	具体的な対応内容・頻度等の運用については、引渡し前に企業局と協議します。
49	要求水準書	23	第5	3	(5)			別途工事に係る注意事項	「企業局及び企業局が別途発注する工事請負事業者に協力すること。」、「受注者は、企業局が発注する本事業に関係する別途工事（別添資料⑥：別途工事リストを参照のこと）について、その工事が円滑に施工できるよう受注者の安全管理の中で協力すること」等の別途工事に関する記載がございますが、別途工事との調整に従った結果,受注者の工程や工事計画に影響が生じた場合には,請負代金及び工期の変更対象になると考えてよろしいでしょうか。また、別途工事の品質及び工期についての責任は負いかねますので、ご理解賜りますようお願いします。	受注者の責めによらない事由で工程・工事計画に影響が生じ、請負代金又は工期の変更が必要となる場合は、請負契約の規定に基づき企業局と協議の上、対応します。 また、別途工事そのものの品質・工期について受注者に責任を求めるものではありません。
50	要求水準書	24	第6	2				設計業務の業務内容	「新局舎を整備するために必要な開発許可は、受注者の責任により実施するものとする」旨の記載がございますが、開発許可手続きについては、関係法令の確認や行政機関との協議など、専門的な知見を要する業務と認識しております。適切な手続きの実施と責任体制の明確化の観点から、当該手続きについては、建設会社である弊社ではなく、発注者様から開発の専門事務所へ直接委託いただくものとさせていただけないでしょうか。	開発許可手続きは本事業（設計業務）の範囲とし、受注者の責任により実施してください。 受注者が専門事務所へ再委託することは可能ですが、企業局から専門事務所へ直接委託するものではありません。手続きの責任は受注者が負うものとします。
51	要求水準書	24	第6	2	(1)	1)		地盤調査	PS検層は55mを1箇所と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、PS検層の実施箇所数・深度については、別添資料⑭をご確認ください。

No.	資料名	頁	該当箇所						質問内容	回答
			第１	1	（1）	1）	①	項目名		
52	要求水準書	25	第6	2	(1)	2)		土壌汚染調査	「なお、同法により汚染の除去等が必要となった場合は、企業局の承諾を得て受注者が対応するものとし、その対策等に必要な費用は企業局が負担する。」との記載がございますが、実施設計に当たって、規定箇所数の土壌汚染調査を行った結果、汚染の除去等が必要となり、受注者が発注者様に必要な費用の負担の承諾を求めた場合、合理的な理由なく拒絶されるものではないと理解してよろしいでしょうか。また、必要に応じて工期の延長を認めていただけますでしょうか。	規定箇所数の土壌汚染調査の結果、汚染の除去等が必要となった場合、その費用は企業局が負担します。 受注者が承諾を求めた場合、企業局は合理的な理由なく拒絶するものではありません。また、これに伴い必要となる工期延長についても、協議の上、適切に対応します。
53	要求水準書	26	第6	2	(3)	2)		新局舎内の什器･備品配置計画の作成	新局舎内に設置する什器・備品は、企業局が全て新たに別途発注するとの記載がありますが、集蜜書架も含め、全て貴局で別途発注という理解でよろしいでしょうか。（基礎工事、下地補強除く）	新局舎内に設置する什器・備品のうち、机・椅子等は、企業局が新たに別途発注します。別添資料④及び⑥をご確認ください。別添資料④の特記事項に記載のものは本事業に含まれています。また、集密書架等の設置に必要な床補強・下地補強は本工事に含んでいます。
54	要求水準書	27	第6	3	2	2)		設計業務完了時の提出書類	適用基準に「建築設備設計計算書作成の手引」の記載がないため、計算書・計算式は独自書式での作成でよろしいでしょうか。	建築設備の計算書・計算式は、一般的に認められた計算手法に基づく書式で作成して差し支えありません。 ただし、企業局が内容を確認できるよう、計算根拠・前提条件を明示してください。
55	要求水準書	28	第6	3	(2)	1)	①	CADデータについて	「設計図書、施工図はCADデータを提出する」旨の記載がございますが、CADデータは実施設計・施工者の社名を表示したままで内容の編集及び出力が可能となることから、実施設計・施工者の設計責任の範囲が曖昧となるおそれがありますので、提出についてはご容赦いただけませんでしょうか。 また、やむを得ず提出させていただく場合は、弊社所定の受領証をご提出いただくことを前提に、受領書の内容についてご協議いただけませんでしょうか。	CADデータは、要求水準書の記載のとおり提出して頂きます。 また、提出の際の受注者所定の受領書等の提出については、具体的な内容も含めて受注者と協議させて頂きます。
56	要求水準書	32	第6	4	(1)			設計業務の配置技術者	仕様書に『本業務専任の管理技術者、主任技術者等を選定すること』とありますが、当該専任要件の考え方についてご教示ください。 管理技術者及び主任技術者等は、本業務の履行に支障のない範囲において他案件との兼務が可能と考えて宜しいでしょうか。	本業務の管理技術者・主任技術者等は、本業務に支障のない範囲での他案件との兼務は可能ですが、関係法令等に定める専任要件の範囲内で判断します。
57	要求水準書	35	第7	2	(3)	1)		開館準備業務	企業局が実施する開館準備業務として、どのような業務を想定されているかご教示いただけますでしょうか。	実施要領に関する質問No.2をご確認ください。
58	要求水準書	36	第7	3	(1)			基本条件	監理事務所30㎡程度・・・必要な備品を設置すること。との記載がありますが、必要な備品の範囲について、受注後、過度な要求を受けるケースもあることから、その範囲について明確化していただくようお願いいたします。	監理事務所に設置する備品の範囲は以下を基本とします。 ・家具類（机、椅子、棚（書類保管用）） ・通信・OA機器（インターネット回線、コピー機） ・その他（ホワイトボード、冷暖房設備） 上記の備品などについては、工事着手前に企業局と協議の上、必要性を確認してください。
59	要求水準書	36	第7	3	(2)	1)		作業日時等	地域行事に配慮し、とありますが、年間で開催される地域行事についてご教示ください。	現在、計画されている地域行事はありませんが、周辺施設の見学会等が開催される場合があります。

No.	資料名	頁	該当箇所						質問内容	回答
			第１	1	（1）	1）	①	項目名		
60	要求水準書	40	第７	5	(1)	1）		監理技術者	「監理技術者は施工担当者を兼ねることができないものとする」と記載がありますが、現場代理人は兼ねることができるという理解でよろしいでしょうか？	現場代理人は施工担当者を兼ねることができます。
61	要求水準書	41	第７	5	(1)	3)		施工担当者	「資格を有する施工担当者を工種ごとに選定すること」とありますが、一級電気工事士補・一級管工事技士補を有している担当者も可能でしょうか。	施工担当者は、要求水準書の記載のとおりの資格を有した人材を選定してください。士補は認められません。
62	要求水準書	41	第７	5	(1)	3)		施工担当者	「資格を有する施工担当者を工種ごとに選定すること」とありますが、一級電気工事・一級管工事技士を有している担当者であれば兼任でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
63	要求水準書	41	第７	5	(1)	3)		施工担当者	「施工担当者は各工種の施工時について常駐とすること」とありますが、一級電気工事・一級管工事技士を有している担当者は兼任でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
64	要求水準書	41	第7	5	(1)	3)		施工担当者	施工担当者は各工種の施工時については常駐する事と記載があり、電気設備工事及び機械設備工事が該当しています。 建築一式工事であり規模や担当者の技能を考慮し、電気設備工事及び機械設備工事担当者は他現場との兼務可能と考えてよろしいでしょうか。	各工種の施工時には常駐することを要件とします。 ただし、施工が行われていない期間における他現場との兼務については、工程管理・品質管理・安全管理に支障がない範囲で認める場合があります。
65	要求水準書	41	第7	5	(1)	3)		施工担当者	上記質疑に併せて一級電気工事施工管理技士と一級管工事施工管理技士の資格を両方とも有する場合、同一人物による配置は可能と考えて宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
66	要求水準書	46	第8	2	(1)			ＶＲ作成業務	VRはどのような使われ方をされるのかご教示ください。作成するVRについては目的の内容が確認できるレベルの仕様・品質という理解でよろしいでしょうか。	VRは、主に完成イメージの確認、関係部署・市民等への説明、デザイン・動線の検証、サイン計画・什器配置の確認等に活用することを想定しています。 作成するVRは、これらの目的の内容が確認できるレベルの仕様・品質とすることで差し支えありません。
67	要求水準書	47	第8	2	(2)			コストマネジメント業務	「コストマネジメント計画書」とは、「コスト管理体制」「コスト管理方法」「管理項目」などを記載した任意の書式で作成するという理解でよろしいでしょうか。	「コストマネジメント計画書」は、コスト管理体制・コスト管理方法・管理項目等を記載した様式で作成してください。 書式は任意としますが、企業局が内容を確認できる構成としてください。

習志野市企業局新局舎建設工事　**落札者決定基準**に関する質問に対する回答は下記のとおりです。

No.	資料名	頁	該当箇所						質問内容	回答
			第１	1	（1）	1）	①	項目名		
1	落札者決定基準	1	第2	3				学識経験者の活用	地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づく学識経験者をご教示く願います。あるいは専門分野をご教示いただけますでしょうか。	実施要領に関する質問No.8をご確認ください。
2	落札者決定基準	1	第2条	3				学識経験者の活用	「企業局は、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づく学識経験を有する者に、技術審査会での審議内容について意見聴取を行う」と記載がありますが、あくまで参考意見を聴衆するまでで、審議内容が覆ることはないと考えてよろしいでしょうか。	実施要領に関する質問No.7をご確認ください。
3	落札者決定基準	7		2	(1)	3)		企画審査（配点：85点）	「企業局が要求する水準を満たす事業者がいなかった場合は、落札者を決定しない場合がある」と記載がありますが、要求する水準とは企画審査85点中、34点以上の配点を得ることと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
4	落札者決定基準	9	別紙	1			②	管理技術者の実積	「配置する技術者が、免震構造の同種業務、免震構造の類似業務、同種業務及び類似業務の管理技術者として行った設計業務の実績を記載してください」とありますが、建築主任技術者として、同種業務または類似業務において設計業務を担当した実績についても、審査対象に含めていただくことは可能でしょうか。	「管理技術者として行った設計業務の実績」を審査対象としています。
5	落札者決定基準	11	別紙	2			①	将来対応	DX対応について、基本設計時にどのような検討をされたかをご教示いただけますでしょうか。	・フリーアドレス・ユニバーサルレイアウト ・情報通信インフラ；無線ラン、内線電話 ・セキュリティ；入退室管理・監視カメラ等のシステム計画 等
6	落札者決定基準	11	別紙	2			④	施工計画･品質管理等に関する内容	工期の工程短縮策において、例えば提案時点で2か月の竣工前倒しが可能とした場合（加点評価される場合）、それを守れなかった場合のペナルティについてご教示ください。	請負契約書(案)第50条に基づき、損害金の支払いを受注者に請求します。
7	落札者決定基準	11	別紙	2			⑤	ＶＥ提案に関する内容	企業局が認めたVE提案について、わかりやすく提案して下さい。とありますが、この提案内容については何が評価されるのかご教示ください。たとえばコスト縮減率でしょうか、項目数でしょうか、あるいはそれらとは関係なく、品質・性能の向上や施工性の向上などの定性的な内容でしょうか。	ＶＥ提案実施要領に記載の「①工事費及び維持管理費等の縮減」「②品質・性能の向上」「③工期の合理化」の３つの目的に即したＶＥ提案内容を評価します。
8	落札者決定基準	11	別紙	2			⑦	地域貢献に関する内容	市内企業への発注額について、例えば一次下請け企業が市内企業、その一部を再下請けで市内企業に発注となった場合の金額カウントの仕方についてご教示ください。また、一次下請けが都内企業、二次下請けが習志野市内企業の場合の金額カウントについてもご教示ください。	前段については、一次下請け企業の受注額を対象とします。 後段については、二次下請け企業の受注額を対象とします。

No.	資料名	頁	該当箇所						質問内容	回答
			第１	1	（1）	1）	①	項目名		
9	落札者決定基準	11	別紙	2			⑦	地域貢献に関する内容	記載を求められているのは、外注工事業者への発注額のみでしょうか？警備員、重機リース等も含んでよろしいのでしょうか。また、資機材料の購入はカウントできず、すなわち工事として発注した分だけが、カウントできるという意味でしょうか。ペナルティ項目もあることから、その範囲を明確にしていただくようお願いいたします。	ご理解の通りです。 警備及び重機リースは含んでよいものとします。 資機材料のみの購入は対象としていません。
10	落札者決定基準	12	別紙	2			⑦	地域貢献に関する取扱い	「（資材調達額を除く）」と記載がありますが、資材の範囲（仮設資材、等）をご教示頂けますでしょうか？	事務用品（用紙、文具、インク等）、清掃用品、衛生用品 建設資材（セメント、鋼材、木材等）、食材、燃料等といったような、単に資材を現場に納入するだけの「物品の売買契約」は除くこととしています。
11	落札者決定基準	12	別紙	2			⑦	市内企業への発注や市内調達	実施要領P.16の第4-2-(6)地域経済への配慮に、「本事業の構成員及び下請契約を締結する事業者には、習志野市内に本店又は支店、営業所を有するものを加えるよう努める」とあります。構成員も習志野市内に少なくとも営業所を有することが求められているように読み取れますが、あくまでも努めるということであり、審査の点数には影響しないという理解でよろしいでしょうか。すなわち、提案内容に記載の通り、市内企業への発注や市内調達の提案金額が審査対象という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

習志野市企業局新局舎建設工事　**ＶＥ提案実施要領**に関する質問に対する回答は下記のとおりです。

No.	資料名	頁	該当箇所						質問内容	回答
			第１	1	（1）	1）	①	項目名		
1	ＶＥ提案実施要領	3	第4	2				VE提案書類の提出	VE提案書（様式3-4）について、記載例として効果★★百万円（コスト縮減額）とあります。ＶＥ提案の目的が工事費、維持管理の縮減のみならず、品質・性能の向上、工期の合理化も含まれることから、記載例に習わず、個別対話の提出資料としては、弊社で考えるVE提案の効果について記載することでよろしいでしょうか。	工事費等のコスト縮減とならないＶＥ提案の場合は、コスト縮減額の記載は不要ですが、ＶＥ提案の効果を簡潔に記載してください。
2	ＶＥ提案実施要領	3	第4	2				VE提案申込手続き	ＶＥ提案書の提出にあたり、縮減金額の記載が必要となっておりますが、算出が間に合わない場合に、金額未記載で提出することは可能でしょうか？	ＶＥ提案は、「①工事費及び維持管理費等の縮減」「②品質・性能の向上」「③工期の合理化」の３つの目的からＶＥ提案をして頂き、その効果を踏まえて企業局が「可・否」を判断します。 そのため、「①工事費及び維持管理費等の縮減」に対するＶＥ提案に関しては、コスト縮減額の記載が無いと効果が判断できないため「否」の判断となります。 それ以外を目的とするＶＥ提案は、コスト縮減額が必ずしも判断の基準となりませんが、ＶＥ提案の「可・否」の判断は、コスト縮減を踏まえたトータルで判断するＶＥ提案もあるため、詳細な算出が難しい場合は、現時点で把握できる範囲での金額の記載してください。
3	ＶＥ提案実施要領	4	第4	3				個別対話の実施日	「個別対話に参加する事業者の日時や会場は、別途、令和8年12月2日に個別にメールにて通知」とありますが、参加人数などの制約条件などはありますでしょうか。申請書には参加予定人数の欄がありますが、申請した人数で参加可能と考えてよろしいでしょうか。	最大8名までとします。
4	ＶＥ提案実施要領	4	第5	3				技術提案書及び入札価格の提出	ＶＥ提案で採用が認められたＶＥ提案項目は、提案した参加者に関わらず「技術提案書」及び「入札価格」に反映ができる、とありますが、採用されたもののうち公開されたVE提案項目との理解でよろしいでしょうか。	技術提案書及び入札価格に反映ができるＶＥ提案項目は、「①公開されたＶＥ提案項目」と、「②提案書独自のノウハウ等に該当し非公開で採用を認めたＶＥ提案項目」の２つの項目となります。
5	ＶＥ提案実施要領	5	第6	3			①	VE提案の公開等に関す取扱い	「原則、全て公開するものとする」とありますが、非公開を希望する項目については、全て非公開を認めて頂けるのでしょうか？	参加者の意向により公開の有無が決定されるものではありません。参加者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるＶＥ提案項目は公開しません。 なお、ＶＥ提案項目の公開の有無は、個別対話時に参加者の意向を確認します。
6	ＶＥ提案実施要項	5	第6	2				ＶＥ提案が実施できない場合	「ＶＥ提案が実施できない場合による本業務の請負契約の金額変更は認めない。」との記載がございますが、実施できない原因が当社の責めに帰すべき事由によるものではない場合は、請負金額の変更に応じていただけませんでしょうか。	ＶＥ提案が実施できない原因が受注者の責めに帰すべき事由によらない場合については、その状況を個別に確認した上で協議します。

No.	資料名	頁	該当箇所						質問内容	回答
			第１	1	（1）	1）	①	項目名		
7	ＶＥ提案実施要領	5	第6	3			①	ＶＥ提案の公開等に関する取扱い	採用となったＶＥ提案項目は原則、全て公開とありますが、公開されるものはあくまでも本事業の前提条件として入札の公平性を保つための内容であり、参加者の創意工夫や着眼点などは参加者の権利とし、公開については参加者の意向を尊重するという理解でよろしいでしょうか。	No.5の回答をご確認ください。

習志野市企業局新局舎建設工事　**様式集**に関する質問に対する回答は下記のとおりです。

No.	資料名	頁	該当箇所						質問内容	回答
			第１	1	（1）	1）	①	項目名		
1	様式集							提案書記載方法	提案書様式の上下左右の余白（マージン）は、左綴じに必要な余白を確保し、ページ全体が表示できる範囲で、記入スペースを広げるために適宜調整可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
2	様式集			4			①～④	提出書類の綴じ込み方法	提出様式の左綴じについては、ステイプル2か所綴じ、あるいは2穴の紙ファイル等の任意の方法でよいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
3	様式集							様式1-1他の代表者欄	各種申請書に記載の代表者とは、代表取締役社長ではなく、ちば電子調達システムに登録の支店長でよろしいか。	ご理解の通りです。
4	様式集							様式1-3、様式1-3の関連資料、様式1-4、様式1-4の関連資料	参加資格確認書にあります①入札参加資格者名簿業者番号とは、何に記載のある番号のことでしょうか。また、添付資料にあります証明書類とは何を意味するのでしょうか。ご教示ください。	習志野市入札参加資格者名簿の登録時に発行される業者番号となります。業者番号が不明な場合は空欄でも問題ありません。添付資料の証明書類は、各様式の下段に記載している「記入要領」に記載のとおりです。
5	様式集							実績審査書類 設計会社の実績	様式集4－2、4－3、4－4、4－5の設計実績書類の契約金額について、設計・施工で契約した場合記載する金額は工事全体の金額として宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
6	様式集							実績審査書類	民間工事の実績証明の書類は、契約書、図面、その他、自社が発行する従事証明書でも宜しいでしょうか。	契約書の写し、施設概要や図面等の資料、体制図等で確認できない場合は参加者が発行する従事証明書も可とします。

習志野市企業局新局舎建設工事　**請負契約書**に関する質問に対する回答は下記のとおりです。

No.	資料名	頁	該当箇所						質問内容	回答
			第１	1	（1）	1）	①	項目名		
1	請負契約書		鑑					特約事項	請負契約書(案)の特約事項として以下の追記について、ご協議いただけますでしょうか。 ・本契約に基づき工期の変更をするときは、改正労働基準法による時間外労働上限規制の適用を踏まえ、「４週８閉所」を前提とする。 ・受注者に起因しない設計変更や承認遅延、不可抗力等、工期（請負契約書(案)第3条に基づき提出する総合工程表・プロモーション工程表）に影響する事象が生じた場合等には、請負契約書（案）に則り工期および請負代金額の変更がなされることを前提とする。	請負契約書は、習志野市の設計業務委託及び工事請負契約の約款に基づき作成しているため、請負契約書に新たに特約事項等の追記は出来ません。
2	請負契約書	1	第2条	1				関連工事等との調整	当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。との記載があり本工事においては、ろ過施設の整備が該当すると考えますが、本契約内容は、ろ過施設整備の工事請負契約書にも記載されると考えてよろしいでしょうか。	ろ過施設の整備が本業務と重なる場合は、同様の記載が想定されますが、現時点でろ過施設の整備は、本業務の完了後に行うことを想定しています。
3	請負契約書	3	第6条	2	1			下請負人の選定等	存在しない場合を除き、習志野市内に本店を有する者の活用を図らなければならない。との記載がありますが、経済的・合理的な理由がある場合においては市外事業者を活用しても契約違反にはならないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
4	請負契約書	6	第16条	1				工事材料の品質及び検査等	「工事材料の品質については，要求水準書等に定めるところによる。要求水準書等にその品質が明示されていない場合にあっては、発注者と受注者が協議して定める。」との記載がございますが、要求水準書等に品質が明示されていない場合には、中等の品質のものを選定するものとさせていただけないでしょうか。	本契約においては、要求水準書等に品質の明示がない場合、「中等の品質」を一律の基準とするのではなく、発注者と受注者が個別に協議して定めるものとしています。 なお、協議にあたっては、公共工事標準請負契約約款第13条における「中等の品質」の考え方や、関係する規格・標準仕様書等も参考にしながら、工事目的に適合した品質を確認することとします。
5	請負契約書	6	第16条	2				工事材料の品質及び検査等	「検査に係る一切の費用は受注者の負担による」、「前２項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。」等の記載がございますが，受注者が一般的に見積者として要求される注意義務を果たしても想定することができなかった事由により，検査に係る費用に増加が生じた場合は発注者様にご負担いただき，また業務期間につきましても必要な期間の変更をお認めいただけますでしょうか。	検査及び復旧に直接要する費用は、契約条項の定めにより原則受注者の負担となります。 ただし、受注者の注意義務を尽くしても通常想定できなかった事由により費用の増加や工事期間への影響が生じた場合については、その原因・状況・費用の内容を個別に確認した上で、協議に応じます。
	請負契約書	9	第20条	4				実施設計図書等不適合の場合の修補義務及び破壊検査等		
6	請負契約書	10	第25条	2				発注者の請求による工期の短縮等	「発注者は、この契約書の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、第２３条の２の定めにかかわらず、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。」との記載がございますが、工期を変更するときは、この工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間ではないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

No.	資料名	頁	該当箇所						質問内容	回答
			第１	1	（1）	1）	①	項目名		
7	請負契約書	11	第28条	3				賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	「変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者協議して定める。ただし、協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。」との記載がございますが、物価指数や積算基準等の変化が、実態の値動きに追いつかない場合も想定されますので、物価指数に加え、実勢価格の変動率も踏まえて協議を行い、請負代金額を変更するものとさせていただけますでしょうか。	原則物価指数等に基づき発注者と受注者協議して定めることとします。 なお、受注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができることとします。
8	請負契約書	13	第32条					不可抗力による損害	不可抗力による損害について、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、公共工事標準請負契約約款に則り、発注者が損害合計額を負担するものとしていただけますでしょうか。	原案のとおりとします。
9	請負契約書	15	第38条					部分使用について	部分使用・部分引渡しについて記載がございますが、当案件において部分使用・部分引渡しは想定されていますでしょうか。 また想定されている場合は部分使用・引渡しそれぞれの範囲・内容についてご教示いただけますでしょうか。	現時点では、部分使用・部分引渡しは想定されておりません。 ただし、業務の進捗状況や現場の状況等により必要が生じた場合は、その時点で範囲・内容等について協議させていただきます。
9	請負契約書	17	第43条					部分引渡しについて		
10	請負契約書	20	第51条	1				発注者の解除権	「発注者が受注者に対して、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときに限るものとする。」との記載がございますが、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでないこととしていただけますでしょうか。	原案のとおりとします。 債務の不履行の程度が軽微である場合は、相当期間内に債務の不履行を是正頂きます。
11	請負契約書	23	第54条					受注者の損害賠償請求等	受注者の損害賠償請求等について、第54条の2として、以下の条文を追記させていただけますでしょうか。 「受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。 （1）第54条の規定によりこの契約が解除されたとき。 （2）前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。	No.1の回答をご確認ください。
12	請負契約書							建築士法に基づき相互に交付する書面	ご提示いただいた請負契約書（案）には、設計等を受託する建築士事務所名や従事する建築士名等の建築士法上の必要記載事項が網羅されておらず、建築士法に抵触する懸念がございますので、ご提示いただいた請負契約書（案）に、建築士法上の必要記載事項を記載した建築士法書面を添付のうえ、契約締結するものとさせていただけますでしょうか。	請負契約書に、建築士法上の必要記載事項を記載した建築士法書面を添付することで問題ありません。

習志野市企業局新局舎建設工事　**別添資料**に関する質問に対する回答は下記のとおりです。

No.	資料名	頁	該当箇所						質問内容	回答
			第１	1	（1）	1）	①	項目名		
1	別添資料① 基本設計図	A-04						ハザードマップ	内水浸水高さが10cm以上20cm未満となりますが、リスクに対する具体的対応は不要と考えてよろしいでしょうか。	浸水リスクが存在することを踏まえ、施設の運用や維持管理において可能な範囲で適切な配慮をお願いします。
2	別添資料① 基本設計図	A-06						関係法令/条例	開発事業内にある、「習志野市開発事業施設整備基準　排水施設」にある「雨水流出量抑制施設計算書」について、同基準にA-41頁にあります、「□雨水排水　・当該敷地は（中略）雨水貯留槽（25.85m3）を設けている。」計算書が無く、また同上の整備基準内に、この貯留量を算定する計算書や計算方法の明示がないため、その根拠を教示ください。	要求水準書に関する質問No.35の回答をご確認ください。
3	別添資料① 基本設計図	A-08						計画説明	非常用ELVについて、設置・非常用進入口により免除と記載に不整合があります。非常用進入口により免除と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
4	別添資料① 基本設計図	A-13						敷地調査（インフラ）	本案件の給水負担金や排水受益者負担金はないものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
5	別添資料① 基本設計図	A- 16,36						仕上概要表	執務室のOAフロア高さが55mmですが、オフィスへの配線として高さが不足すると考えますが、設計図通りとしてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。適宜、計画してください。
6	別添資料① 基本設計図	A-22						キッチン熱源	A-6-02～平面計画図 各階に「キッチン」「キッチンカウンター」が記載されていますが、ガスや電気コンロ、IHなどの使用は無いと考えてよろしいでしょうか。何か想定されているのであれば、換気を考慮したいためご教示願います。	1F中会議兼多目的室、1F給湯コーナー、4Fの休憩室兼会議室はｶﾞｽｺﾝﾛの使用があります。 2F/3Fのﾏｸﾞﾈｯﾄｽﾍﾟｰｽ内のｷｯﾁﾝｶｳﾝﾀｰは、IHの使用を想定してください。
7	別添資料① 基本設計図	A-28						デスクレイアウト	ユニバーサルレイアウト案を採用するとデスクレイアウト内に柱がありますが執務上支障ないと考えてよろしいでしょうか。	デスク配置・通路幅・視認性等の観点から、実施設計において可能な範囲で検討してください。
8	別添資料① 基本設計図	A-40						BCP（事業継続計画）	BCPについて停電時の対応について確認ですが、発電機及び太陽光による非常電源は諸元表の記載のあるコンセント対応のみと考えてよろしいでしょうか。水や排水、EHPの非常電源回路は不要と考えてよろしいでしょうか。	コンセントの他、照明及び受水槽ポンプ等、最低限施設を維持するため非常電源回路を見込んでください。 空調熱源は自立運転型GHPを導入する為、非常回路は不要です。
9	別添資料① 基本設計図	A-40						防災無線	防災無線に関する工事は本入札では空配管及び電源が本工事とありますが、配管ルート及び電源内容が不明です。想定される配管ルートと仕様をご教示下さい。	電源は100Vとし、配管ルートは実施設計で検討してください。
10	別添資料① 基本設計図	A-40						防災無線	防災無線の設置方法は実施設計にて最終決定となっていますが、今回の見積では別途工事としてよろしいでしょうか。	別添資料⑥をご確認ください。

No.	資料名	頁	該当箇所						質問内容	回答
			第１	1	（1）	1）	①	項目名		
11	別添資料① 基本設計図	A-41						付属建屋	シャッター付ガレージは建築基準法適合品が必要となり、火災の発生がおそれが少ない用途ではないため、本棟への延焼の恐れがある部分が生じると考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。配置変更の提案は可能です。
12	別添資料① 基本設計図	A-41						付属建屋	バイク置場は火災の発生がおそれが少ない用途ではないため、本棟への延焼の恐れがある部分が生じると考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。配置変更の提案は可能です。
13	別添資料① 基本設計図	A-41						ゴミ庫（外構）	外構設置のゴミ庫には換気設備は不要でよろしいでしょうか。	不要です。
14	別添資料① 基本設計図	A-41						照明	E-02　電気設備計画には全館LED照明器具と記載がありますが、外構計画にはガス灯を設ける計画とあります。ガス灯風LED器具を設置するという考えでよろしいでしょうか。	外構のガス灯についてはLEDではなく、ガス灯としてください。その他の照明はLEDとしてください。
15	別添資料① 基本設計図	A-41						ガス灯	想定されているガス灯の仕様をご提示いただけますでしょうか。	4灯式ガス灯１機、1灯式ガス灯１機を設置します。別添資料①A-41図を参考に実施設計で検討してください。
16	別添資料① 基本設計図	A-44						消防計画	既設消火栓が道路上にあるように表現されていますが、今回移設・盛替する必要はありませんか。必要な場合は仕様をご提示いただけますでしょうか。	移設・盛替する計画はありません。
17	別添資料① 基本設計図	A-45						A-12　仮設計画概要	工事車両動線がすべて右折入場となっていますが、対向車線がある道路で右折入場とすることは何か事情があるのでしょうか。ご教示ください。また、警察協議等で認められていますでしょうか。	工事車両動線について、実施設計業務で検討してください。
18	別添資料① 基本設計図	A-45						A-12　仮設計画概要	工事車両導線②は大型車両の通行は可能でしょうか。	No.17の回答をご確認ください。
19	別添資料① 基本設計図	A-45						A-12　仮設計画概要	仮設計画概要がありますが、こちらの計画は参考としての位置づけと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
20	別添資料① 基本設計図	S-02						免震構造の基本方針	免震装置について、球面すべり支承の採用は可能と考えてよろしいでしょうか。なお、球面すべり支承を採用する場合は、応答上有利となるように最大応答変位を60㎜程度（免震クリアランス70㎜程度）まで確保したいと考えています。	基本設計においては、地震時の水平変位が過大となった際に建物が球面から脱落する可能性がある点、および製品の種類やメーカーが少ない点から、球面摩擦支承ではなく積層ゴム支承を採用しています。 ただし、球面摩擦支承の提案は可能です。 なお、令和9年度に別途発注予定の埋設管の切り回し工事（現在設計中）において、本建物敷地内での一部切り回しを予定しており、当該切り回し工事および他の外構計画に支障が生じない場合は、採用を認める場合があります。
21	別添資料① 基本設計図	S-03						積載荷重	駐車スペースに適用する積載荷重についても、建築基準法施行令第85条に定める「自動車車庫及び自動車通路」の積載荷重を適用するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、耐荷重については別添資料①A-41図の通り、公用駐車場車路はT-20相当、来局車駐車場の消防活動空地部分ははしご車に対応したT-25相当としてください。

No.	資料名	頁	該当箇所						質問内容	回答
			第１	1	（1）	1）	①	項目名		
22	別添資料① 基本設計図	S-03						積載荷重	積載荷重表に記載されている各会議室、各執務室、印刷室、監視室、保険室、相談室、料金センター及び休養室のうち、実際の使用状況が建築基準法施行令第85条に定める「事務室」に相当すると判断される室については、同条に定める事務室の積載荷重を適用してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	別添資料① 基本設計図	S-03						主な使用材料	主な使用材料について、実施設計段階において必要に応じて変更してもよろしいでしょうか。	公募資料で示す要求水準等の基準を満たしていれば実施設計段階で変更しても問題はありません。 但し、設計業務における使用材料の変更による請負金額の変更は想定していません。
24	別添資料① 基本設計図	E-01						電気設備方針	高効率型変圧器の採用と記載がありますが、受変電設備の項目に従い、高効率変圧器は第三次判断基準（2026トップランナー変圧器）に準拠した変圧器で宜しいでしょうか。 さらに基準を上回る超高効率変圧器は不要と考えますがよろしいでしょうか。	高効率変圧器は第三次判断基準（2026トップランナー変圧器）に準拠としてください。
25	別添資料① 基本設計図	E-01						受変電設備	３行目の「屋内キュービクル」、①新設受変電設備概要の「屋外キュービクル」と記載に不整合があります。屋内キュービクル仕様と考えますがよろしいでしょうか。	屋内キュービクル仕様としてください。
26	別添資料① 基本設計図	E-01						受変電設備	変圧器容量・バンク構成は実施設計時に精査することの記載があります。実施設計段階での仕様精査・仕様変更により事業費が増減する可能性があると考えますがよろしいでしょうか。	必要能力を検証したうえで、実施設計業務で検討してください。
27	別添資料① 基本設計図	E-01						受変電設備 非常用発電設備	「建築設備設計基準」に従って概略計算したところ、「E-05電気設備概要負荷計算」の負荷容量・変圧器需要率ではキュービクル容量が不足していると思われます。基本設計図のキュービクル容量の根拠である「E-05電気設備概要負荷計算」を正としてよろしいでしょうか。	「E-05電気設備概要負荷計算」を正とし、実施設計にて調整してください。
28	別添資料① 基本設計図	E-01						非常用発電設備 各室諸元表　電気	概要書記載のガス発電機の容量では、「建築設備設計基準」および各室諸元表の非常電源バックアップ範囲に不足すると思われます。基本設計図書の発電機仕様の通りで宜しいでしょうか。可能であれば、発電機容量計算の根拠資料（空調・換気・給水等のバックアップ範囲を含む）をご提示願います。また、実施設計段階での仕様精査・仕様変更により事業費が増減する可能性があると考えますがよろしいでしょうか。	要求水準書に関する質問No.16をふまえ、実施設計にて精査してください。
29	別添資料① 基本設計図	E-01						非常用発電設備	発電機定格出力35kVA以上、エンジン定格出力32kW程度とありますが、採用機器により出力条件の解釈が異なる可能性があるため、見積対象として想定されている仕様をご指示いただけますでしょうか。	発電機定格出力35kVA以上を優先してください。
30	別添資料① 基本設計図	E-01						太陽光発電設備	太陽光発電設備の余剰電力を活用する計画と理解しておりますので、蓄電池容量の設定根拠をご提示願います。あわせて、年間を通じて見込まれる余剰発電電力量および蓄電池の充放電計画についてもご教示ください。本計画に応じた変更提案を行ってよろしいでしょうか。	蓄電池容量、余剰電力量、蓄電池の充放電計画について、本計画に応じて適宜ご提案ください。

No.	資料名	頁	該当箇所						質問内容	回答
			第１	1	（1）	1）	①	項目名		
31	別添資料① 基本設計図	E-01						太陽光発電設備	１階エントランスに設ける太陽光発電設備用の発電量の見える化設備用の液晶表示装置は、太陽光発電設備の発電量表示と館内のエネルギーの見える化設備用モニタ、インタラクティブデジタルサイネージと各々別設置と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
32	別添資料① 基本設計図	E-01						電灯設備・動力設備	電源種別に「60Hz」と記載がありますが、千葉県習志野市の一般的な供給周波数である「50Hz」での供給としてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
33	別添資料① 基本設計図	E-02						電灯分岐	重要室の一部の電源は保安回路とありますが、重要部分とはどのエリアを指しますか。	企業局は災害復旧の拠点施設であることを踏まえて、実施設計で検討してください。
34	別添資料① 基本設計図	E-02						電灯設備 コンセント分岐	「コンセントの設置場所は、各室諸元表によるものとし詳細設置場所並びに個数については、実施設計にて行う。」と記載がありますが、「建築設備設計基準」によらず一般的な事務所の使い方を鑑みた個数の提案を実施設計にて行うことでよろしいでしょうか。	一般的な事務所の使い方を鑑み、本事業に関連する適用基準は適宜、追加して本業務を行ってください。
35	別添資料① 基本設計図	E-02						電灯設備 コンセント分岐	「非常用発電機の容量との兼ね合いで、供給優先度を鑑み実施設計時に精査を行うものとする」と記載がありますが、発電機定格出力　35kVAを固定とし、対象負荷範囲を調整するものと考えてよろしいでしょうか。	対象負荷範囲を調整し発電機定格出力も増減してください。
36	別添資料① 基本設計図	E-02						構内情報通信網設備 (LAN)	構内情報通信網設備（LAN）に関して、Cat-6Aの配線のみ本工事で機器は別途工事と記載がありますが、APを含む具体的な機器の想定設置計画はありますでしょうか。	APの設置は各執務室、会議室等を想定しています。その他スイッチ類は各階の端子盤内を想定しています。 また、一部有線接続を想定しておりますが、具体的な計画は現時点で未定です。
37	別添資料① 基本設計図	E-02						構内情報通信網設備	「LAN系統は、運用系統毎に整備する」と記載がありますが、運用系統は有線LAN系統１系統、無線LAN系統１系統、計２系統と考えてよろしいでしょうか。	フロア内のLAN配線は基幹系（無線・有線）、業務系、その他（予備）の3系統想定です。VLANは5～6系統の予定ですが1か所で3系統同時に使う可能性は低いので、事業系を厚くして2系統も可とします。
38	別添資料① 基本設計図	E-02						構内情報通信網設備	「デジタルサイネージ用の配管配線を必要に応じて計画する」と記載がありますが、１階エントランスの３箇所（エネルギー見える化、太陽光発電表示装置、来局舎用を兼用した200インチのディスプレイ）のみと考えて宜しいでしょうか。他にデジタルサイネージが必要な場所がありましたら、場所・個数をご提示いただけますでしょうか。	ご理解の通りです。
39	別添資料① 基本設計図	E-03						情報開示設備	情報開示設備でデジタルサイネージを設置するようになっていますが、再生コンテンツの作成費は別途工事とさせて頂いてよろしいでしょうか。本工事に含む場合は具体的な仕様をご指示願います。	再生コンテンツの作成は別途とします。

No.	資料名	頁	該当箇所						質問内容	回答
			第１	1	（1）	1）	①	項目名		
40	別添資料① 基本設計図	E-03						デジタルサイネージ	来局舎が自由に再生コンテンツを選択できる仕様となっていますが、タッチパネル型の大型モニターで再生する映像コンテンツを選ぶ想定でよろしいでしょうか。また、工事区分の通り、映像コンテンツは別途、機器のみを本工事と考えます。	ご理解の通りです。
41	別添資料① 基本設計図	E-03						時計表示	「建築設備設計基準」では電気時計（有線の時計）が仕様ですが、別添資料の記載を優先し、備品対応（別途工事）と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
42	別添資料① 基本設計図	E-03						時計表示	電波修正機能付き時計（備品対応、別途工事）については、親時計・受信アンテナおよび専用配線を設けず、各時計が標準電波を個別に受信する方式と考えて宜よろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
43	別添資料① 基本設計図	E-03						拡声設備	建築計画上、吹抜があるため業務放送系統は全館で１系統と考えて宜しいでしょうか。複数系統に分ける場合は系統数とエリアの考え方をご提示いただけますでしょうか。	非常放送兼用のため、消防法に基づいた系統分けを行うこととして、実施設計で検討してください。
44	別添資料① 基本設計図	E-03						防犯・入退室管理設備	防犯・入退室管理設備に「セキュリティグレード及び使い勝手に応じてテンキー、非接触カード、生体認証方式のいずれかを選択する」とありますが、各セキュリティグレードの区分けをご教授ください。	原則、非接触カードとして実施設計で検討してください。
45	別添資料① 基本設計図	E-03						入退室管理設備	入退室管理用のカードは別途工事で宜しいでしょうか。 また、本工事の場合、カード枚数・設定費用要否をご提示いただけますでしょうか。	入退室管理用のカードは別途工事とします。
46	別添資料① 基本設計図	E-03						入退室管理設備	入退室管理設備に別途テンキー・生体認証仕様は適宜採用とありますが、必要箇所をご提示いただけますでしょうか。	別添資料①A-25図をご確認ください。
47	別添資料① 基本設計図	E-04						構内通信線路	「屋外の配線方式は、生徒の安全性に配慮し」と記載があります。要求性能は、来庁者・職員等の安全確保を目的とした地中埋設と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
48	別添資料① 基本設計図	E-04						構内通信線路	電話局線数の契約想定をご提示いただけますでしょうか。	現在の回線数は内線番号88、直通番号17、FAX2であり、同程度の規模を見込んでください。なお、クラウドPBX導入の可能性があるため、フロア内の配線はIP電話対応のものが望ましいです。
49	別添資料① 基本設計図	E-05						電気設備概要負荷計算	ファン・空調・外構設備・サーバー・中央監視設備等の容量を含んだ負荷計算と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。 基本設計においては「建築設備計画基準」に準じています。
50	別添資料① 基本設計図	E-05						電気設備概要負荷計算	「空調熱源方式GHP方式を想定」と記載がありますが、M-01には「GHPとEHPの両方を採用する」と記載に不整合があります。GHPとEHPの混合方式の負荷計算書をご提示いただけますでしょうか。また、三相変圧器容量の変更が必要である場合は容量をご提示いただけますでしょうか。	M-01「GHPとEHPの両方を採用する」が正です。負荷容量は実施設計にて決定して下さい。
51	別添資料① 基本設計図	M-01	M	1	02			EHPとGHP	EHPとGHPは冷暖切替・冷暖同時のどちらの想定でしょうか。対象エリア毎にご提示いただけけますでしょうか。	全て冷暖切替です。

No.	資料名	頁	該当箇所						質問内容	回答
			第１	1	（1）	1）	①	項目名		
52	別添資料① 基本設計図	M-01	M	1	02			設計屋内条件	設計屋内条件の相対湿度50%は、50%以下ではなく、50%程度と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
53	別添資料① 基本設計図	M-01	M	1	03			全熱交換器	全熱交換器は天井カセット型の想定でしょうか。また、冷媒接続の無い換気扇の想定でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
54	別添資料① 基本設計図	M-01	M	1	03			フィルター	フィルターの仕様は比色法65%ではビル管法の必要空気清浄度に不足があると考えます。改めて想定仕様をご提示いただけますでしょうか。	必要に応じて比色法90%としてください。
55	別添資料① 基本設計図	M-01	M	1	03			ガスコンロ	想定のガスコンロのガス消費量をご提示いただけますでしょうか。	各所、1日1時間程度の利用を想定しています。
56	別添資料① 基本設計図	M-02	M	1	05			自動灌水	M-1-05　給水設備 4階屋上緑化への自動灌水装置についてですが、簡易型の水栓へ設置するタイプとして捉えてよろしいでしょうか。	簡易型ではなく、自動潅水システムを導入するものと考えてください。
57	別添資料① 基本設計図	M-02	M	1	11			メーター	BEMSに代わるエネルギー使用量を確認するシステムで表示するメーター（ガス/水道）の設置位置はM-2-03給排水衛生設備広域図に記載のメーターで宜しいでしょうか。不足がありましたらご提示いただけますでしょうか。	ご理解の通りです。
58	別添資料① 基本設計図	M-03 ～05	M	2	01			空調ゾーニング	空調ゾーニングについては、ペリメータ・インテリアの系統分けは不要でしょうか。	実施設計業務で検討してください。
59	別添資料① 基本設計図	M-12						給排水衛生設備　広域図	衛生平面図に給水引込部分の量水器25との記載がありますが、計画概要の方には50Aと記載がありますので50Aとして捉えてよろしいでしょうか。	50Aとしてください。
60	別添資料① 基本設計図	M-12						ガスガバナ	「ガス供給事業者工事」と記載があるガスガバナは本工事対象外といたしますが、基礎及びフェンスまでガス供給事業者工事でよろしいでしょうか。	敷地内のガス設備工事については、受注者が企業局に工事申込みを行い、この工事に係る費用は受注者の負担とします。
61	別添資料② 対象敷地図							対象敷地図	解体する研修センターに関して、既存図等は見当たらなかったですが、新築時には杭・基礎含めて残置物はないものと考えて設計を進めてよろしいでしょうか。	要求水準書に関する質問のNo.8をご確認ください。
62	別添資料④ 各室諸元表	1						中会議兼多目的室アイランドキッチン	特記事項の※１について内容のご提示いただけますでしょうか。	※(米印)ではなく*(乗算記号)で、台数を示します。
63	別添資料④ 各室諸元表	2･3						マグネットスペースWEB会議ブース	特記事項の※2について内容のご提示いただけますでしょうか。	No.62の回答をご確認ください
64	別添資料④ 各室諸元表	04～ 06						執務室の推奨撓度	執務室の推奨照度は500 lx（照度範囲300～750 lx）とされています。また、要求水準書15ページ（1）の建築計画では、タスク・アンビエント照明の導入を検討することとされています。タスク・アンビエント照明の照度について、照度範囲はアンビエント照明単独で満たす必要があるでしょうか。それとも、タスク照明を含めた机上面照度で満たす設定としてよろしいでしょうか。	アンビエント照明単独で満たす計画としてください。

No.	資料名	頁	該当箇所						質問内容	回答
			第１	1	（1）	1）	①	項目名		
65	別添資料④ 各室諸元表	04～ 06						各室諸元表　電気	企業局様用特殊設備（インフラ監視設備、防災無線設備等）の機器諸元（電源容量・電源バックアップ要否・発熱・寸法・重量）をご提示頂けますでしょうか。	インフラ監視設備について、同様の機器諸元を参考に必要な容量等を見込んでください。移設・更新については現時点で未定であるため、実施設計で検討してください。
66	別添資料④ 各室諸元表	04～ 06						各室諸元表　電気	サーバー室の電源容量をご提示いただけますでしょうか。	サーバーは1Uラックサーバー（500W～800W）を3台～6台程度設置予定です。
67	別添資料④ 各室諸元表	07～ 09						想定使用人数	更衣室は座席数から使用人数が想定できないため人数をご提示いただけますでしょうか。	男子更衣室に120人分、女子更衣室に40人分のロッカーを設置することを想定しています。
68	別添資料④ 各室諸元表	07～ 09						空調設計条件	各室の空調原単位（照明負荷・OA機器負荷）をご提示いただけますでしょうか。また、サーバー室は、想定発熱量をご提示いただけますでしょうか。	「建築設備計画基準」に準じています。サーバー室の発熱量は実施設計にて算定してください。
69	別添資料④ 各室諸元表	07～ 09						室内騒音条件	室内の遮音性能・騒音条件（NC値）に指定があればご提示願います。	空気調和・衛生工学会規格、日本建築学会等の設計基準及び別添資料⑬に基づき、実施設計業務で検討してください。
70	別添資料④ 各室諸元表	07～ 09						火器使用機器	ガスコンロの設置を想定している室をご提示いただけますでしょうか。（「ガス使用機器」欄に〇が記載されている室と考えてよろしいでしょうか。）	ご理解の通りです。
71	別添資料④ 各室諸元表	07～ 09						火器使用機器室	ガスコンロでの調理の程度（温め程度・調理等）をご提示いただけますでしょうか。	1F中会議兼多目的室、4F休憩室兼会議室では調理を想定しています。その他は、温め程度を想定しています。
72	別添資料④ 各室諸元表	07～ 09						ガス	「ガス使用機器」対象室以外で、「ガス」対象となっている室は、室にガス配管を供給するのではなくガス給湯を意味していると考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
73	別添資料④ 各室諸元表	07～ 09						IH	IHクッキングヒーターの使用を想定されている室がありましたら容量と箇所をご提示いただけますでしょうか。	2F/3Fのﾏｸﾞﾈｯﾄｽﾍﾟｰｽ内のｷｯﾁﾝｶｳﾝﾀｰは、IHの使用を想定してください。IHは本工事に含まれます。
74	別添資料④ 各室諸元表	07～ 09						想定人数	空調負荷計算における各室の在室人数は、座席レイアウトに示された座席数を基準として設定してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
75	別添資料⑥ 別途工事ﾘｽﾄ	1						天吊プロジェクター	天吊プロジェクターが本工事となっておりますが、設置個所、サイズ、台数をお示しください。	別添資料④をご確認ください。プロジェクターの仕様については、各居室の大きさを踏まえて適切に選定してください。
76	別添資料⑭ 地盤調査 仕様書案	2						調査項目	一軸圧縮試験について、埋土、腐植土及び粘土の各地層でそれぞれ1箇所ずつ、計3箇所を見込む必要はないでしょうか。孔内横方向載荷試験についても、埋土、腐植土及び粘土の各地層でそれぞれ1箇所ずつ、計3箇所を見込む必要はないでしょうか。	適宜、調査項目についてはご判断ください。実施設計にて検討してください。

習志野市企業局新局舎建設工事　**その他**に関する質問に対する回答は下記のとおりです。

No.	資料名	頁	該当箇所						質問内容	回答
			第１	1	（1）	1）	①	項目名		
1	その他							現地調査	現地に伺う機会を頂けないでしょうか。	現地視察希望者に対し、現地視察の機会を設けます。 実施日時は令和8年11月13日～20日の午前10時から午後4時までの間の1時間程度（但し、14～15日及び正午から午後１時までを除く）とし、各参加者の日程は時間調整の上、別途通知します。 現地視察希望者は、希望日時を第3希望まで記載のうえ、令和8年11月12日正午までに、入札公告14頁「15.問い合わせ先（申込窓口）」に電子メールにより提出してください。 なお、参加人数は各社5人以下とし、現地視察では本工事に関する質問には回答しません。